

6月定例会

第2回 境港市議会（定例会）会議録（第4号）

議事日程

平成16年6月25日（金曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 副議長の辞職願の許可について

第3 副議長選挙

第4 議席の変更について

第5 議案第41号 議案第46号 議案第47号 議案第48号 議案第49号

議案第50号

陳情第8号

平成15年 陳情第13号 陳情第14号

（総務委員会委員長報告）

議案第42号 議案第45号

陳情第2号 陳情第3号

（教育民生委員会委員長報告）

議案第43号 議案第44号

陳情第6号 陳情第7号 陳情第5号

（経済建設委員会委員長報告）

第6 議案第51号 平成16年度境港市一般会計補正予算（第2号）

第7 議員提出議案第1号 地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める
意見書の提出について

議員提出議案第2号 緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める意見書の
提出について

本日の会議に付した事件

日程と同じ

出席議員（17名）

1番 下西淳史君

3番 永田辰巳君

6番 松下克君

9番 荒井秀行君

11番 水沢健一君

2番 石長靖哉君

5番 定岡敏行君

8番 長谷正信君

10番 渡辺明彦君

12番 竹内祐治君

13番 南 條 可代子 君
15番 黒 目 友 則 君
17番 米 村 一 三 君
19番 森 岡 俊 夫 君

14番 植 田 武 人 君
16番 岩 間 悦 子 君
18番 岡 空 研 二 君

欠 席 議 員

な し

説明のため出席した者の職氏名

市長職務代理者 助 役	竹 本 智 海 君	収 入 役	北 山 茂 君
教 育 長	池 淵 一 郎 君	総 務 部 参 事	安 倍 和 海 君
市民生活部長	早 川 健 一 君	産 業 環 境 部 長	武 良 幹 夫 君
建 設 部 長	松 本 健 治 君	総 務 部 次 長	松 本 光 彦 君
市民生活部次長	佐 々 木 篤 志 君	産 業 環 境 部 次 長	足 立 一 男 君
建 設 部 参 事	田 原 万 実 君	教 育 委 員 会 事 務 局 次 長	宮 辺 博 君
総 務 課 長	門 脇 俊 史 君	財 政 課 長	足 立 明 彦 君
地 域 振 興 課 長	佐 々 木 史 郎 君	秘 書 課 長	洋 谷 英 之 君

事務局出席職員職氏名

局 長	景 山 憲 君	主 査	戸 塚 扶 美 子 君
調 査 庶 務 係 長	阿 部 英 治 君	議 事 係 主 幹	片 寄 幸 江 君

開 議 (1 0 時 0 0 分)

議長(下西淳史君) おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してのとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(下西淳史君) 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

署名議員に、水沢健一議員、岡空研二議員を指名いたします。

〔石長靖哉副議長退場〕

日程第2 副議長の辞職願の許可について

議長(下西淳史君) 日程第2、副議長の辞職願の許可についてを議題といたします。

石長靖哉議員から、6月25日付で副議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。石長靖哉議員の副議長の辞職を許可することに賛成の議員の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、石長靖哉議員の副議長の辞職を許可することに決しました。

〔2番 石長靖哉議員入場〕

〔5番 定岡敏行議員退場〕

日程第3 副議長選挙

議長（下西淳史君） 日程第3、ただいま副議長が欠員となりましたので、これより副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

議長（下西淳史君） ただいまの出席議員数は16人であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第30条第2項の規定により、立会人に植田武人議員、米村一三議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

議長（下西淳史君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下西淳史君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

議長（下西淳史君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。職員の点呼に応じて順次投票願います。

点呼いたします。

〔局長点呼、議員投票〕

議長（下西淳史君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下西淳史君） 投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

開票を行います。

植田武人議員、米村一三議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（下西淳史君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票、有効投票15票、無効1票。

有効投票中、水沢健一議員 15 票。以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 4 票であります。よって、水沢健一議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

〔5 番 定岡敏行議員入場〕

議長（下西淳史君） ただいま副議長に当選されました水沢健一議員が議場におられますので、会議規則第 31 条第 2 項の規定による当選の告知をいたします。

承諾のあいさつをお願いいたします。

水沢健一議員。

11 番（水沢健一君） ただいまは多くの御支持を賜り、ありがとうございました。まずもって御礼を申し上げます。

決意のほどは、さきの立候補のあいさつで述べたとおりでございます。議長を補佐することはもとより、市民から信頼される境港市議会であるよう汗をかく覚悟でございます。

議員各位におかれましても、また執行部の皆さんにおかれましても、なお一層の御指導、御鞭撻、叱咤激励を賜りますようお願いを申し上げます。簡単であります、私の言葉にかえさせていただきます。ありがとうございました。

休 憩

議長（下西淳史君） ここでしばらく休憩いたします。

（10 時 10 分）

再 開 （10 時 20 分）

議長（下西淳史君） 再開いたします。

日程第 4 議席の変更について

議長（下西淳史君） 日程第 4、議席の変更についてを議題といたします。

ただいまの副議長の選挙に伴い、お手元の議席表のとおり議席を変更したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下西淳史君） 御異議なしと認めます。よって、お手元の議席表のとおり議席を変更することに決しました。

新しい議席へ移動をお願いします。

〔2 番 石長靖哉議員 11 番へ〕

〔11 番 水沢健一議員 2 番へ〕

日程第5 議案第41号～議案第50号・陳情第6号～陳情第8号

陳情第2号・陳情第3号・陳情第5号

平成15年陳情第13号・陳情第14号

(各委員会委員長報告)

議長(下西淳史君) 日程第5、議案第41号から議案第50号、陳情第6号から陳情第8号及び閉会中の継続審査となっておりました陳情第2号、陳情第3号、陳情第5号、平成15年陳情第13号、陳情第14号を一括上程し、各委員会委員長の報告を求めます。

まず、総務委員会委員長、渡辺明彦議員。

総務委員会委員長(渡辺明彦君) おはようございます。総務委員長報告を行います。

今期定例会において、総務委員会へ付託されました議案6件、陳情1件並びに閉会中の継続審査となっておりました陳情2件について、審査の結果を申し上げます。

審査に当たりましては、市長職務代理者竹本助役を初め担当部課長、関係職員多数の出席のもとに慎重に審査をしたところであります。

初めに、議案第41号、平成16年度境港市一般会計補正予算(第1号)について申し上げます。本補正予算は、新都市土地区画整理事業に伴い、旧スポーツ広場跡地を境港市土地開発公社に売却した土地売り払い収入をそのまま減債基金積立金とし、土木費におきましては、市道樋ノ上川線改良事業用地買収に伴う土地購入費、物件移転補償費を計上するなど、歳入歳出それぞれ2億8,245万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ141億3,245万3,000円とするもので、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号、鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理事務及び同組合規約を変更する協議については、西部広域において集約されるごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務を追加するもので、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号、鳥取県西部広域行政管理組合を組織する町を変更し、及び同組合規約を変更する協議について申し上げます。西伯町、会見町が合併し、10月1日から南部町となることとなり、町名の変更と組合議員数の変更を行うもので、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、議案第48号、新たに生じた土地の確認について、議案第49号、町の区域の変更についてであります。両議案は関連していますので、一括審査をいたしました。昭和町8、97及び98の地先の公有水面埋立地、いわゆる5万トンバースの完成に伴い、新たに生じた土地を昭和町区域に編入するもので、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号、町の区域の新設並びに町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止について申し上げます。境港新都市土地区画整理事業に伴い、同区域の新町名を夕日ヶ丘1丁目及び夕日ヶ丘2丁目とするとともに、既存の町の区域の変更等をするもので、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第8号、国の財政再建優先の三位一体改革でなく、地方分権のための地方税財政改革を進める意見書採択を求める陳情について申し上げます。この陳情は、日本自治体労働組合総連合鳥取県本部執行委員長、植谷和則氏から提出されたもので、地方への大幅な税源移譲を求めるものであります。当市議会では全国議長会と連携して意見書を提出する予定であり、本陳情につきましては、賛成多数で趣旨採択すべきものと決しました。なお、2名の委員より、引き続き閉会中の継続審査にすべきとの意思表示があったことを付言いたします。

最後に、閉会中の継続審査となっておりました平成15年陳情第13号は、境港市職員労働組合執行委員長、中島ちから氏ほか1団体から提出の、民主的な公務員制度改革を求める陳情で、陳情第14号は、鳥取県労働組合総連合議長、村口徳康氏ほか2団体からの提出の、清潔で公正・公平な国民奉仕を貫く公務員制度の確立を求める陳情であり、従前の経緯があり、一括審査をいたしました。政府の公務員制度改革に対し、ILOから再考を求める勧告が行われていますが、国の検討状況は明らかにされておりません。当委員会といたしましては、引き続き調査研究が必要との理由から、賛成多数で閉会中の継続審査と決しました。ただし、2名の委員より、採択すべきとの意思表示があったことを付言いたします。

以上で総務委員長報告を終わります。

議長（下西淳史君） 次に、教育民生委員会委員長、岩間悦子議員。

教育民生委員会委員長（岩間悦子君） 教育民生委員長報告を行います。

今期定例市議会におきまして、教育民生委員会に付託されました議案2件、閉会中の継続審査となっておりました陳情2件につきまして、竹本助役を初め各部課長、関係職員出席のもとに審査を行いました。その結果を御報告いたします。

初めに、議案第42号は、平成16年度境港市老人保健費特別会計補正予算（第2号）であります。平成15年度に概算払いを受けました支払基金交付金の精算に伴う返還金21万3,000円を増額し、予算総額を38億3,707万9,000円とするものであります。全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号は、境港市児童クラブ条例の一部を改正する条例制定についてであり、児童の健全育成を目的とし実施している児童クラブを、新たに境小学校区に設置するものであります。全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。この改正は平成16年7月1日から実施するものであります。

次は、陳情についてであります。

閉会中の継続審査となっておりました陳情第2号は、連合鳥取西部地域協議会議長、中島ちから氏からの提出で、安心して暮らせる年金制度の確立に向けた陳情であります。問題を抱えながらではあるが、国会では法律改正があり既に結論が出ているという意見や、問題があるので大いに議論すべきとの意見もありました。採決の結果、賛成多数で不採択すべきものと決しました。ただし、1名の委員より、採択すべきとの意思表示がありまし

たことを付言いたします。

次に、陳情第3号は、鳥取高齢退職者団体連合会長の松崎博司氏からの提出で、年金課税強化の撤回を求める陳情であります。受給者は課税してほしくない気持ちであるが既に決定している、また、不公平を感じることもあるが国では関連法案として可決されているという意見や、一定の決着は見たものの矛盾する点もある、もっと議論すべきであるという意見もありました。採決の結果、賛成多数で不採択すべきものと決しました。ただし、採択すべきとした委員1名と、趣旨採択すべきとした委員1名の意思表示がありましたことを付言いたします。

以上が教育民生委員会に付託されました議案並びに陳情についての報告であります。このほかに、教育委員会より平成15年度の基礎学力調査と新体力テストの結果分析の説明がありましたことをあわせて報告いたします。以上で終わります。

議長（下西淳史君） 次に、経済建設委員会委員長、黒目友則議員。

経済建設委員会委員長（黒目友則君） 経済建設委員長報告を行います。

今期6月定例会において、経済建設委員会に付託となりました議案2件並びに陳情2件及び閉会中の継続審査となっておりました陳情1件について、市長職務代理者竹本助役を初め担当部課長及び関係職員の出席のもと、慎重に審査を行い、その結果を報告いたします。

初めに、議案第43号は、水木しげる記念館条例の一部を改正する条例制定についてであり、本議案は水木しげる記念館の町名地番の表示の変更と記念館友の会の設置について条例改正するものであり、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。なお、この条例は平成16年7月1日から施行するものであります。

次に、議案第44号は、境港市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本議案は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、非常勤消防団員の退職報償金を一律2,000円引き上げるもので、実施時期は公布の日から施行し、平成16年4月1日以後に退職した者に適用するものであり、全員異議なく、原案のとおり可決するものと決しました。

次に、陳情第6号は、鳥取県労働組合総連合議長、植谷和則氏から提出された、緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める陳情であり、この事業は平成14年度から実施され、本市にとっても多くの雇用と事業実績を重ねてきたものであり、今後も継続して実施されることが必要であると全員異議なく採択し、意見書を提出することと決しました。

次に、陳情第7号は、鳥取県労働組合総連合議長、植谷和則氏から提出された、鳥取県地方最低賃金の引き上げと最低賃金制度の抜本改正を求める陳情であります。鳥取県におきまして最低賃金法に基づいて決定されており、また、それぞれの企業においても最低賃金は遵守され、その中で企業による対応がなされており、本陳情につきましては賛成多数により不採択と決しました。なお、1名の委員より、採択すべきとの意思表示があったこ

とを付言します。

最後に、閉会中の継続審査となっておりました陳情第5号は、鳥取県生活協同組合連合会会長、那須昭美氏から提出されました、消費者保護基本法の抜本改正を求める国への意見書採択の陳情であります。このたび国において、消費者保護基本法の一部を改正する法律が平成16年6月2日に公布されたので、本陳情は賛成多数で趣旨採択と決しました。なお、1名の委員から、採択の意思表示があったことを付言いたします。

以上で、経済建設委員会に付託されました議案及び陳情についての報告を終わります。
議長（下西淳史君） 以上で委員長報告を終わります。

討論に入ります。

通告により、定岡敏行議員。

5番（定岡敏行君） ただいまの各委員長報告に関し、討論を行います。

総務常任委員長報告のうち、議案第46号、鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理事務及び同組規約を変更する協議について、原案可決との報告ですが、これに反対をし、原案否決すべきと主張いたします。

これは鳥取県が進めるごみ処理の広域計画に沿って、境港市を含む13市町村が共同し、平成23年度供用開始の新たな大型焼却炉を建設しようとするもので、そのための規約改正を行おうとするものです。

新焼却炉建設の概算費用は約100億円前後とされ、境港市も合計27億円余の負担を予定をしていますが、ダイオキシン対策と処理の効率化のため、24時間連続運転の一日100トン以上の処理可能な施設の建設が必要だというのがその理由です。

しかし、一日100トン以上の処理可能な施設でないと補助金を出さないとしてきた国は、その後、日本共産党国会議員団の努力で、100トン以下であっても補助金を出すことに方針を転換しています。しかも境港市は、平成14年に約19億円をかけて焼却場を大規模改修したばかりです。ダイオキシン対策基準を十分に満たしており、全国には焼却の温度管理、集じん機やバグフィルターなどの小まめな掃除など適切な管理で、20年たってもなお働く施設があります。それをなぜ8年で廃止をして、新焼却場建設に莫大な税金を投入しなければならないのか。市財政に新たな困難をもたらすことは明らかです。

建設場所はまだ未決定ですが、境港市から日南町までのごみを集めて焼却をするというのですから、今の灰溶融炉がある岸本近辺になる可能性は大です。これまで市内で済んでいた運搬業務が、米子を素通りして岸本まで30キロ40キロも、毎日毎日数十トンのごみを運ぶことになりかねません。そこに使われるガソリン、吐き出される排気ガスの問題等、かえって環境に新たな負荷を強いる、まるで非効率な計画だと言わなければなりません。

さらに西部広域は、可燃ごみがこの先もふえ続けるという将来予測に立ってこの新焼却場建設計画を進めています。本気でごみの減量化に取り組む気がないからだと言わざるを得ません。ごみの減量化が簡単じゃないことは百も承知です。ですが片方で、建前として

はごみ減量化、排出抑制ということを行いながら、結局は減らせないものだとあきらめて事を進める、行政がこんなことで、ごみ行政の前進ができるはずはありません。

名古屋市、人口217万人、88万世帯というこの大都市が、足かけ3年でごみを23%も減らしたことを御承知でしょうか。1998年には102万トンだったごみを、3年後、2001年には79万トンにまで減量化に成功しています。やればできるのです。そこには市民と行政の血のにじむような努力があっただろうと思います。でも今大切なのは、そこ、官民を挙げての努力なのではないでしょうか。本当のごみ減量化に逆行するこの愚かな建設事業に巨額の税金のむだをなおつぎ込もうとする協議であって、この議案の可決に反対をいたします。

教育民生委員長報告のうち、陳情第2号及び第3号、いずれも安心して暮らせる年金制度への充実を求めるものですが、これを不採択との報告に反対。

経済建設常任委員長報告のうち、陳情第7号、最低賃金の引き上げと同制度の抜本改正を求める陳情を不採択との報告に反対をし、いずれも理由は省略いたしますが、採択すべきと主張をして討論を終わります。

議長（下西淳史君） 次に、永田辰巳議員。

3番（永田辰巳君） ただいまの教育民生委員長報告のうち陳情第2号は、安心して暮らせる年金制度の確立、陳情者は連合鳥取西部地協議長、中島ちから氏からのものであります。不採択ではなく、採択すべきと討論いたします。

6月5日に成立した年金制度関連法は、この参議院選挙後、直ちに各党とも、見直しをする、一元化を含めた抜本改革をすると公約されています。そのような泡沫の法律であります。当市のこの委員会では、法律が通ったのだから不採択にとかの意見もありました。

今こそ地方議会が、正しい方向を強い意志をもって中央に御意見申すべきと思うのであります。国民の67%が反対しているこの年金関連法は、提案者の説明不足が具現した場面が多々ありました。人生いろいろ、会社いろいろ。また、出生率1.29は法案可決後の発表であります。百年安心の大計が根底から崩れ去っています。その上、事もあろうに議論の場であるべき国会で、少数政党と無所属の西川きよし議員の発言が突然打ち切りされ、強行採決されています。民主主義が遠のいた感をぬぐい切れません。こういうときこそ地方自治体の議会は、襟を正して国民の代弁者にならざるを得ないと思うところであります。したがって、この陳情に対してはノーと言わずにイエスと主張すべきと思います。以上でございます。

議長（下西淳史君） 討論を終わります。

採決いたします。

まず、議案について採決いたします。

議案第46号、鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理事務及び同組合規約を変更する協議について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、議案第46号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました議案第46号を除く各議案は、それぞれ原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下西淳史君） 御異議なしと認めます。よって、議案第41号、平成16年度境港市一般会計補正予算（第1号）、議案第42号、平成16年度境港市老人保健費特別会計補正予算（第2号）、議案第43号、水木しげる記念館条例の一部を改正する条例制定について、議案第44号、境港市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第45号、境港市児童クラブ条例の一部を改正する条例制定について、議案第47号、鳥取県西部広域行政管理組合を組織する町を変更し、及び同組合規約を変更する協議について、議案第48号、新たに生じた土地の確認について、議案第49号、町の区域の変更について、議案第50号、町の区域の新設並びに町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止については、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

次に、陳情について採決いたします。

陳情第7号、鳥取県地方最低賃金の引き上げと最低賃金制度の抜本改正を求める陳情は、委員会においては不採択であります。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、陳情第7号は、不採択と決しました。

陳情第8号、国の財政再建優先の三位一体改革でなく、地方分権のための地方税財政改革を進める意見書採択を求める陳情は、委員会においては趣旨採択であります。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、陳情第8号は、趣旨採択と決しました。

次に、閉会中の継続審査になっておりました陳情第2号、安心して暮らせる年金制度の確立に向けた陳情は、委員会においては不採択であります。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、陳情第2号は、不採択と決しました。

次に、閉会中の継続審査になっておりました陳情第3号、年金課税強化の撤回を求める陳情は、委員会においては不採択であります。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、陳情第3号は、不採択と決しました。

次に、閉会中の継続審査になっておりました陳情第5号、消費者保護基本法の抜本改正

を求める国への意見書採択の陳情は、委員会においては趣旨採択であります。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、陳情第5号は、趣旨採択と決しました。

次に、閉会中の継続審査になっておりました公務員制度の陳情2件について、一括して採決いたします。

平成15年陳情第13号、民主的な公務員制度改革を求める陳情、陳情第14号、清潔で公正・公平な国民奉仕を貫く公務員制度の確立を求める陳情は、委員会においては閉会中の継続審査であります。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、平成15年陳情第13号、陳情第14号は、閉会中の継続審査と決しました。

次に、陳情第6号、緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める陳情は、委員会においては採択、意見書提出であります。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下西淳史君） 御異議なしと認めます。よって、陳情第6号は、採択、意見書提出と決しました。

日程第6 議案第51号

議長（下西淳史君） 日程第6、議案第51号、平成16年度境港市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

市長職務代理者助役の提案理由の説明を求めます。

竹本助役。

市長職務代理者助役（竹本智海君） 議案第51号は、平成16年度一般会計補正予算でございます。

歳出につきましては、市長選挙及び市議会議員補欠選挙費といたしまして1,553万4,000円を増額いたしております。歳入につきましては、繰越金1,553万4,000円を増額いたしております。以上によりまして、予算総額を141億4,798万7,000円といたすものでございます。

提案理由を申し上げましたが、何とぞよろしく御審議の上、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（下西淳史君） 質疑がありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下西淳史君） 質疑を終わります。

討論がありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下西淳史君） 討論を終わり、採決いたします。

議案第51号、平成16年度境港市一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下西淳史君） 御異議なしと認めます。よって、議案第51号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第7 議員提出議案第1号・議員提出議案第2号

議長（下西淳史君） 日程第7、議員提出議案第1号、地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書の提出について及び議員提出議案第2号、緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める意見書の提出についてを一括上程いたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第1号について、岡空研二議員。

18番（岡空研二君） 地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書でございますが、提案理由は意見書の読み上げをもってかえさせていただきます。

地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書

政府においては、日本経済は回復基調にあるとされているところであるが、本市の経済は、基幹産業である水産業の水揚げ不振が続き、依然として厳しい現況にあるといわざるを得ず、経済の活性化による地域づくりが喫緊の課題となっている。

しかしながら、平成16年度の国の予算編成では、三位一体改革の名の下に、地方交付税等の地方一般財源が大幅に削減されたが、このことは、地方公共団体の行財政運営の実情を踏まえたものとは言えず、誠に遺憾である。

特に、国庫補助負担金の廃止に伴う本格的な税源移譲が先送りされ、地方交付税等の地方一般財源の削減のみ突出した対策は、本市の行財政運営に致命的な打撃を与え、市民生活及び地域経済に多大な影響をもたらしたものとなっている。

このような中、政府においては、先般の「麻生プラン」に沿った考え方の下に、去る6月4日には「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」が閣議決定されたところであるが、住民が安全で安心して暮らせる行財政運営が実現できる改革の実施が極めて重要である。

よって、政府及び国会においては、2年目を迎える三位一体改革が地方分権の理念に基づいた真の地方分権改革となるよう、下記の事項についてその実現を強く要望する。

記

1. 地方交付税制度については、財源保障及び財源調整の両機能を堅持し、地方の実情等を十分踏まえ、その所要総額を確保すること。

特に、地方交付税総額は、平成15年度以前の水準以上を確保すること。

2. 税源移譲については、平成17年度において基幹税による3兆円規模の税源移譲を先行決定し、実施すること。
 3. 国庫補助負担金については、地方分権の理念に沿った廃止・縮減を行うとともに、地域の実態を踏まえ、単なる地方公共団体への負担転嫁は絶対に行わないこと。
 4. 三位一体改革に当たっては、全体像と工程表を早急且つ具体的に示し、地方公共団体の意向を十分尊重し、行財政運営に支障が生ずることがないように対処すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上で終わります。

議長（下西淳史君） 議員提出議案第2号について、定岡敏行議員。

5番（定岡敏行君） 緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める意見書について、案文を朗読し提案いたします。

緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める意見書

長引く不況のもとで、雇用・失業問題がますます深刻になり、生活不安が高まっている。そのうえ、年金・医療・介護などの社会保障制度の連続する給付削減と負担増によって「生活が苦しい」と感じている人が急増し、自殺者は1年間で3万人以上にものぼっている。

こうした中で、失業者の就労対策事業として、政府は平成11年から3年間、緊急地域雇用特別交付金（2000億円）を実施した。その後も、地方議会での意見書採択が大きな力となって、平成14年から平成17年3月まで緊急地域雇用創出特別交付金（3500億円、補正で400億円追加、以下交付金事業）が実施されている。

この交付金は、雇用期間が6ヶ月で、予算額が少額であることなどの不十分さをもちながらも、政府が実施してきた数ある雇用対策の中でもとくに実績をあげ、失業者のつなぎ就労としての役割をはたしている。

しかし、この交付金事業は平成17年3月までとされており、政府は、その後の対応策について明確な方向を示していない。

交付金事業が最初に実施された平成11年の完全失業率は4%台だったものが、現在は5%台、完全失業者は350万人以上にのぼり、雇用・失業情勢が好転する状況にはない。

このことから失業者に対する就労対策事業として継続して実施されるよう、下記事項について強く要望する。

記

1. 現在実施している緊急地域雇用創出特別交付金を平成17年4月以降も継続して実施すること。
2. 継続にあたっては、いっそう失業者の就労に役立ち、実施主体である地方自治体が運

用しやすいよう改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上であります。

議長（下西淳史君） お諮りいたします。議員提出議案第1号、地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書の提出について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下西淳史君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は、原案のとおり決しました。

次に、議員提出議案第2号、緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める意見書の提出について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下西淳史君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号は、原案のとおり決しました。

ただいま可決いたしました意見書は、議長名で関係する諸機関に送付いたします。

閉 会 （11時02分）

議長（下西淳史君） 以上をもちまして今期定例市議会に付議された議案並びに陳情の審査を終了いたしました。

これをもって第2回境港市議会定例会を閉会いたします。御苦労さんでございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

境港市議会議長

境港市議会議員

境港市議会議員